

令和2年三重県議会定例会

教育警察常任委員会

I 議案補充説明

1	議案第115号 「財産の取得について」	1
2	議案第116号 「財産の取得について」	1
3	議案第117号 「財産の取得について」	1
4	議案第120号 「損害賠償の額の決定及び和解について」	8

II 所管事項説明

1	みえモデルの取組方向について【教育委員会関係】	9
2	令和2年版成果レポート(案)について	別冊1
3	令和3年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について	13
4	夜間中学等の学び直しの機会の確保について	18
5	特別支援学校の児童生徒数の増加等への対応について	22
6	不登校児童生徒への支援について	25
7	三重県文化財保存活用大綱の最終案について	29
	別冊2 三重県文化財保存活用大綱(最終案)	
8	三重県総合教育会議の開催状況について	35
9	審議会等の審議状況について	37

三重県地方産業教育審議会(2月19日)

三重県教科用図書選定審議会(4月、書面協議)

三重県いじめ対策審議会(3月6日)

令和2年6月19日

教育委員会

I 議案補充説明

議案第115号、116号、117号

財産の取得について

1 整備の目的

令和4年度から実施となる高等学校学習指導要領では、ICTを活用した学習活動の重要性が示されており、令和2年度中に、すべての県立学校のICT環境（①無線LAN環境の構築、②電子黒板機能付きプロジェクター、③学習用情報端末）を整備し、各教科・科目のICTを活用した授業を進めることで、新学習指導要領のねらいをふまえた教育活動の充実を目指しています。

ICTを活用し、児童生徒の意見や回答の即時共有を通じた効果的な協働学習を実施したり、児童生徒同士で資料や動画を編集し、学び合うなどの学習活動を進めます。

教員が行う板書をノートに写すといった作業の時間を減らし、授業内容の理解を深めるために、個人やグループで考える時間を確保するなど、授業改善を進めます。

Web会議システムを使って、県外や海外の高校生と直接ディスカッションしたり、大学の授業などに参加できるなど、学習環境が大きく広がります。

障がいのある児童生徒の状態や特性をふまえ、タブレット端末の文書読み上げ機能、表示拡大ソフトを活用した拡大表示などを活用し、特別支援学校での一人ひとりの状況に応じた学習活動を進めることができます。

今回の臨時休業期間中に、すべての県立学校でオンライン授業に取り組んだことにより、教員がオンライン授業の手法を習得し、他校の教員と研鑽を積むことで、ICTに係る教員の資質・能力が向上しているところであり、今年度のICT環境の整備によって、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の進展および生徒の情報活用能力の向上を図ります。

2 議案第115号 LAN構築用ネットワーク機器の購入

- (1) 契約先 西日本電信電話株式会社三重支店
- (2) 契約額 766,370,000円
(内訳) ①物品費 365,970,000円
②工事費 400,400,000円

3 議案第116号 電子黒板機能付きプロジェクターの購入

- (1) 契約先 三重リコピー株式会社
- (2) 契約額 385,000,000円
(内訳) ①物品費 284,801,000円
②工事費 100,199,000円
- (3) 購入数 1,523台

4 議案第117号 学習用情報端末の購入

- (1) 契約先 株式会社フューチャーイン四日市営業所
- (2) 契約額 194,694,500円
- (3) 購入数 5,240台

議案第115号 財産の取得について				
契約の名称		三重県立学校におけるLAN構築用ネットワーク機器の購入契約		
履行の場所		三重県立学校		
物品購入額 (工事費等除く)		365,970,000円		
契約の金額		766,370,000円		
契約の相手方の住所氏名		津市桜橋二丁目149番地 西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 杉本 渉		
契約締結年月日		令和2年5月27日(仮契約日)		
契約工期		三重県議会の議決日から令和3年3月22日		
<p>契約内容</p> <p>ICT環境を整備するため、県立学校73校(校舎および分校含む)にLAN構築用ネットワーク機器一式を取得</p>				
契約方法		一般競争入札		
入札方法	年月日	令和2年5月7日	価格 (税抜き)	最低 696,700,000円
	業者数	2		最高 765,899,700円
	回数	1回	摘要	

入札(見積)結果調書

件名: 三重県立学校におけるLAN構築用ネットワーク機器の購入

	入札(見積)者名	入札(見積)額(税抜き)		業者状況	入札(見積)結果
		1回目	順位		
1	西日本電信電話株式会社三重支店	696,700,000	1	参加	落札
2	株式会社サイバーウェイブジャパン	765,899,700	2	参加	

議案第116号 財産の取得について

契約の名称	三重県立学校における電子黒板機能付きプロジェクターの購入契約			
履行の場所	三重県立学校			
物品購入額 (工事費等除く)	284,801,000円			
契約の金額	385,000,000円			
契約の相手方の 住所氏名	津市あのみつ台四丁目6番地3 三重リコピー株式会社 代表取締役 松田 幸久			
契約締結年月日	令和2年5月27日（仮契約日）			
契約工期	三重県議会の議決日から令和3年3月22日			
契約内容	ICT環境を整備するため、県立学校69校（校舎および分校含み、整備済の学校除く）に電子黒板機能付きプロジェクター1,523台を取得			
契約方法	一般競争入札			
入札方法	年月日	令和2年5月7日	価格 (税抜き)	最低 350,000,000円
	業者数	3		最高 590,000,000円
	回数	1回	摘要	

入札(見積)結果調書

件名: 三重県立学校における電子黒板機能付きプロジェクターの購入

	入札(見積)者名	入札(見積)額(税抜き)		業者状況	入札(見積)結果
		1回目	順位		
1	三重リコピー株式会社	350,000,000	1	参加	落札
2	アライドテレシス株式会社	388,885,000	2	参加	
3	シーキューブ株式会社三重支店	590,000,000	3	参加	

議案第117号 財産の取得について

契約の名称	三重県立高等学校における学習用情報端末の購入契約			
履行の場所	三重県立高等学校			
物品購入額 (工事費等除く)	194,694,500円			
契約の金額	194,694,500円			
契約の相手方の 住所氏名	四日市市浜田町五丁目27番地 株式会社フューチャーイン四日市営業所 所長 斉藤 晋			
契約締結年月日	令和2年6月1日 (仮契約日)			
契約工期	三重県議会の議決日から令和3年3月22日			
契約内容	ICT環境を整備するため、県立高等学校57校(校舎含む)に学習用情報端末5,240台を取得			
契約方法	一般競争入札			
入札方法	年月日	令和2年5月12日	価格 (税抜き)	最低 176,995,000円
	業者数	2		最高 182,000,000円
	回数	3回	摘要	

入札(見積)結果調書

件名:三重県立高等学校における学習用情報端末の購入

	入札(見積)者名	入札(見積)額(税抜き)				業者 状況	入札 (見積) 結果
		1回目	2回目	3回目	順位		
1	株式会社フューチャーイン 四日市営業所	217,100,000	189,600,000	176,995,000	1	参加	落札
2	三重リコピー株式会社	198,000,000	188,000,000	182,000,000	2	参加	
3	株式会社大塚商会 中部支店	227,416,000	辞退				
4	西日本電信電話株式会社 三重支店	231,800,000	辞退				
5	株式会社誠文社	238,600,000	辞退				

議案第 120号

「損害賠償の額の決定及び和解について」

1 概要

令和2年3月5日、県立尾鷲高等学校教職員住宅敷地内に設置されているゴミ集積箱の蓋が、強風により隣接する住宅の駐車場に駐車していた車両に飛散し、車両の右前方ドアに損傷を与えました。

この事故について、以下のとおり損害賠償の額を決定し、和解しようとするものです。

2 損害賠償の相手方および損害賠償額

氏 名 中村 誠志

損害賠償額 299,398 円（車両の右前方ドア修理費用）

3 和解の内容

過失割合 10（県）：0（相手方）

1 みえモデルの取組方向について【教育委員会関係】

令和2年5月29日に公表された“命”と“経済”の両立をめざす「みえモデル」の分野ごとの取組方向の中で、教育委員会関係は以下のとおりです。

I 県民の命を守り抜く感染拡大の防止

<第2ステージ：感染症収束と経済回復の両立ステージ>

(3) 学校等における感染防止対策

○【県立学校における感染防止対策の徹底】(P13)

学校における感染防止対策を徹底したうえで教育活動を行うため、教室の換気のほか、マスクや手指の消毒液、非接触式体温計などの必要な物品を確保するとともに、スクール・サポート・スタッフ等を活用し児童生徒が集まる場所や多くの児童生徒が手を触れる場所の消毒作業を行う。また、登下校時の「三つの密」を回避するため、スクールバスの増便を行う。

<第3ステージ：新たな日常の創造と未来への進化ステージ>

○【県立学校における感染防止対策の徹底】(P20)

県立学校での感染予防をさらに徹底するための水道の自動水洗化や、多くの子どもたちが手を触れる箇所の消毒等に係る人的配置、また、休業期間における年間指導計画を安全に実施するための普通教室以外への空調設備整備について検討を進める。さらに、登下校時の感染防止対策のため、増便したスクールバスの維持や特別支援学校に配備するスクールバスの増車を検討する。あわせて、これらの取組への支援について国へ要望する。

II 雇用の維持と新しい働き方

<第2ステージ：感染症収束と経済回復の両立ステージ>

(1) 雇用の維持・確保への支援

○【高校生の就職支援】(P23)

今年度は高校生の就職を取り巻く環境が厳しくなることが予想されることから、高校生の進路実現を支援するため、早期からの企業の求人開拓や進路指導、企業とのマッチングなどを行う就職アドバイザーを増員する。また、三重労働局と連携して、県内経済団体に対して新規卒業予定者の採用数の維持について要請するなど、高校生の進路実現が図られるよう取り組む。

Ⅲ 地域経済の再生と進化

<第2ステージ：感染症収束と経済回復の両立ステージ>

(6) 移住の促進、観光振興等

○【体験型教育旅行への支援】(P38)

県内の小学校・中学校・高校の修学旅行先として、三重に住みながらも多くの児童生徒が経験したことがない体験（漁業体験、農村体験、工場見学体験、観光体験など）ができる県内のコースを紹介する。

Ⅳ 安全・安心な暮らしの再構築

<第2ステージ：感染症収束と経済回復の両立ステージ>

(1) 苦境に立つ人々への支援

○【新型コロナウイルス感染症にかかる学生支援】(P45)

授業料以外の教育費の負担を軽減する高校生等奨学給付金および私立高校生等奨学給付金について、感染症の影響により家計が急変した世帯を新たな支給対象として、申請の随時受付や入学時の負担が大きい新入生への支給の一部前倒しを行うとともに、授業料の減免や修学奨学金の緊急貸付を行う。また、これらの制度が活用されるための情報提供を行う。

Ⅴ 分断と軋轢からの脱却

<第2ステージ：感染症収束と経済回復の両立ステージ>

○【偏見や差別を防止するための学習教材や指導資料の作成】(P54)

新型コロナウイルス感染症に係る偏見やいじめ・差別を防止するための学習映像を配信するとともに、小学校低学年から高校まで、子どもの発達段階に応じた学習指導資料を作成し、学校に提供する。

○【子どもたちのインターネットトラブル防止】(P54)

感染症に係るいじめや人権侵害等から児童生徒を守るため、年度内（5月15日から3月22日）の毎日、インターネット上の書き込みに係るネットパトロールを実施する。SNS等における閉ざされたやりとりの中で、不適切な書き込みやいじめに関わる書き込み等の情報を提供できるアプリ「ネットみえ〜る」を作成・活用し、相談窓口に繋げるとともに、学校や関係機関と連携して対応する。

<第3ステージ：新たな日常の創造と未来への進化ステージ>

○【インターネットの適正利用】(P55)

インターネット上の書き込みに対するネットパトロールを引き続き実施するとともに、「ネットみえ〜る」を活用した子どもたちの見守りを行う。これらにより得られた不適切な事例を元に、情報モラルに関する教材等を作成し、子どもたちのインターネット適正利用を促進する。

VI 新たな人材育成への転換

<第2ステージ：感染症収束と経済回復の両立ステージ>

(1) 学びの継続と新しい学びの場づくり

○【県立学校の教育活動再開】(P56)

県立学校において、感染防止対策を徹底するとともに児童生徒一人ひとりに寄り添った対応に留意し、5月18日から分散登校を行い、6月1日から通常授業を実施する。教育活動の再開後においては、児童生徒の学びの継続のため、年間指導計画の見直しを行うとともに、夏季休業の期間を短縮するなど、計画的に学習活動を進める。

○【学校におけるオンライン授業の改善】【DX】(P56)

学校の臨時休業期間および分散登校期間において、児童生徒が家庭で授業を受けられるよう、スマートフォン等を有しない児童生徒にノート型パソコンを貸与する等の対応を行い、オンライン授業を実施した。学校再開後は、各学校でこれまでに取り組んだオンライン授業やホームルームの成果と課題を6月中に確認のうえ、それを踏まえて、より効果的なオンライン教育が実施できるよう改善を図る。

○【未来を創造する力の育成】(P57)

これからの時代に求められる創造的に課題を発見し解決する力を育むため、Science(科学)、Technology(技術)、Engineering(工学)、Art(s)(リベラルアーツ・教養)、Mathematics(数学)を活用した文理融合・教科横断的な課題解決型の学びを通して、論理的思考力や探究力を育成するSTEAM教育の実践研究に取り組む。

○【非常勤講師と学習指導員の配置】(P57)

小中学校において、学校再開後の授業で児童生徒の状況に応じた少人数指導や個別的な指導を行う非常勤講師を追加で配置するとともに、外部人材を活用して、放課後等に補充的学習を行う学習指導員を新たに配置する。

○【教育現場におけるオンライン会議の実施】【DX】(P57)

定例の会議以外にも緊急の議題等に対して、迅速に情報共有・意見交換を行うことができるよう、各県立学校や市町教育委員会をオンラインで結んでの会議を実施する。

<第3ステージ：新たな日常の創造と未来への進化ステージ>

(1) 新しい学びの場づくり

○【オンラインを活用した学びの多様化】【DX】(P60)

オンラインで県内の複数の学校間を結び、生徒同士が共通のテーマで発表したり意見交換を行う等により学びを深める活動を実施するとともに、他県や海外の高校生との交流や合同研究を行う取組を進める。また、県内大学の講座をオンラインで高校生が受講できることの実現に向け、大学との間で検討を進める。

○【オンラインを活用した学びの継続】【DX】(P60)

オンラインを活用して、不登校や病気療養中の児童生徒への学習支援を図る。また、台風時における臨時休校や災害時に学校が避難所となった場合においても、子どもたちの学習に遅れが生じないように、オンラインを活用した学びの継続のための方策や必要な環境整備について検討を進める。

3 令和3年度三重県立高等学校募集定員総数の策定について

1 県立高等学校募集定員の策定

県立高等学校募集定員については、教育機会の均等や多様な選択肢の確保等を考慮しながら、中学校卒業見込み人数の予測、高等学校進学率、県内外への流入流出の状況、中学生の進路状況や高等学校への入学状況等を勘案し、「県立高等学校活性化計画」をふまえて総合的に判断し策定しています。

募集定員の策定に際しては、公立高等学校の教育上の諸課題についての相互理解と、本県における高等学校教育の円滑な推進に資することを目的として設置した「三重県公立高等学校協議会」（以下「公私協」という。）での協議を参考にしています。

公私協では、平成29年度に「高等学校生徒募集定員に係る公私比率等検討部会」がまとめた提言「平成33（令和3）年度までの募集定員の公私比率等について」（平成30年2月）をふまえ協議しています。

[提言のポイント]

- 各地域における公私比率の方向性
 - （桑名・四日市、鈴鹿・津地域） → 県立高校の比率がやや低く、私立高校の比率がやや高くなるように
 - （松阪、伊勢、伊賀地域） → 県立高校と私立高校の比率が大きく変わらないように
 - （尾鷲・熊野地域） → 私立高校がないことから、県立高校だけで対応
- 県全体の募集定員は、ここに示した各地域の公私比率等の方向性をふまえると、年度ごと地域ごとに中学校卒業生数の増減などがこれまでと異なることから予測することは難しいものの、令和3年度には県立高校が75～76%程度、私立高校が24～25%程度となることが見込まれる。

2 令和3年度の県立高等学校募集定員総数の策定

(1) 令和3年3月の中学校卒業生見込み

令和3年3月の県内の中学校卒業生は、令和2年3月に比べ708人減少し、15,781人となることを見込まれます。

《参考》県内の中学校卒業生見込み 令和2年5月1日 教育委員会調べ

	H29.3 卒業	H30.3 卒業	H31.3 卒業	R2.3 卒業	R3.3 現中3	R4.3 現中2	R5.3 現中1
卒業生数	17,513	17,458	16,811	16,489	15,781	16,211	16,020
前年度対比		-55	-647	-322	-708	430	-191
R2.3対比					-708	-278	-469

(2) 全日制課程

県立高等学校全日制課程募集定員総数は、全日制高校入学見込み人数をもとに策定しています。全日制高校入学見込み人数は、中学校卒業見込み生徒数に計画進学率(12月進路希望状況調査の5ヵ年分の平均)と、流出入率(県外からの流入や県外への流出の状況を示す値の5ヵ年分の平均)を乗じて算出しています。

算出した全日制高校入学見込み人数を元に、前年度の入学状況の実態や県内私立高等学校の募集定員等をふまえ、以下のような考え方から令和3年度三重県立高等学校全日制課程募集定員総数を、前年度に比べ640人少ない10,760人としました。

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| ① 令和3年3月中学校卒業見込み生徒数 | 15,781人 (▲708) |
| ② 全日制計画進学率 | 91.0% (▲0.5) |
| ③ 令和3年度全日制高校進学見込み人数 (①×②) | 14,361人 (▲726) |
| ④ 流出入率 | <u>99.1%</u> (+0.7) |

来春の入学者選抜においては、新型コロナウイルス感染症の影響から、経済的事情に加え、生活の安全確保、移動制限による不便さなどにより、県内から他県への進学者数が減少した場合に備え、県内での進学先を保障できるよう、今回の算定にあたっては、例年とは異なり過去10年間で県外全日制高校への進学者が336人と最小であった平成22年3月卒業者の流出入率99.1%を用いることとしました。

- | | |
|-----------------------------|----------------|
| ⑤ 令和3年度県内全日制高校入学見込み人数 (③×④) | 14,232人 (▲614) |
|-----------------------------|----------------|

県立の募集定員と私立の募集定員を合計した募集定員は、全日制高校入学見込み人数よりも一定数多く設定しており、当該分は公私双方の募集定員(重なり)として扱っています。これは、県立と私立それぞれの高校が互いに切磋琢磨して、特色化・魅力化が図られるよう設けているものであり、その人数は過度な競争を避けるため、公私協の協議において2桁までとすることとしています。

一方、令和2年度の募集定員総数については、全日制高校入学見込み人数の減少が中学校卒業見込み生徒数の減少を大幅に上回っていたため、募集定員総数の減は、中学校卒業見込み生徒数の減少に応じた人数にとどめました。その差に相当する46人分は、重なりとし、計124人としました。

このため、令和3年度の募集定員については、令和2年度の重なるの追加(46人)に相当する人数を減ずることとしました。

- | | |
|---|----------------|
| ⑥ 令和3年度の募集定員総数の減 | ▲660 |
| 全日制高校入学見込み人数の減 ▲614人 + 令和2年度の重なるの追加分 ▲46人 | |
| ⑦ 令和3年度の県立高等学校全日制募集定員総数 | 10,760人 (▲640) |

《参考》

- ・ 私立高等学校全日制募集定員総数 3,555 人
(前年度の 3,570 人から 15 人の減)
- ・ 公私比率 県立：私立=75.6：25.0
(前年度比 県立▲1.2 私立+1.0)

(3) 定時制課程

前年度と同数の 770 人を募集することとしました。

(4) 通信制課程

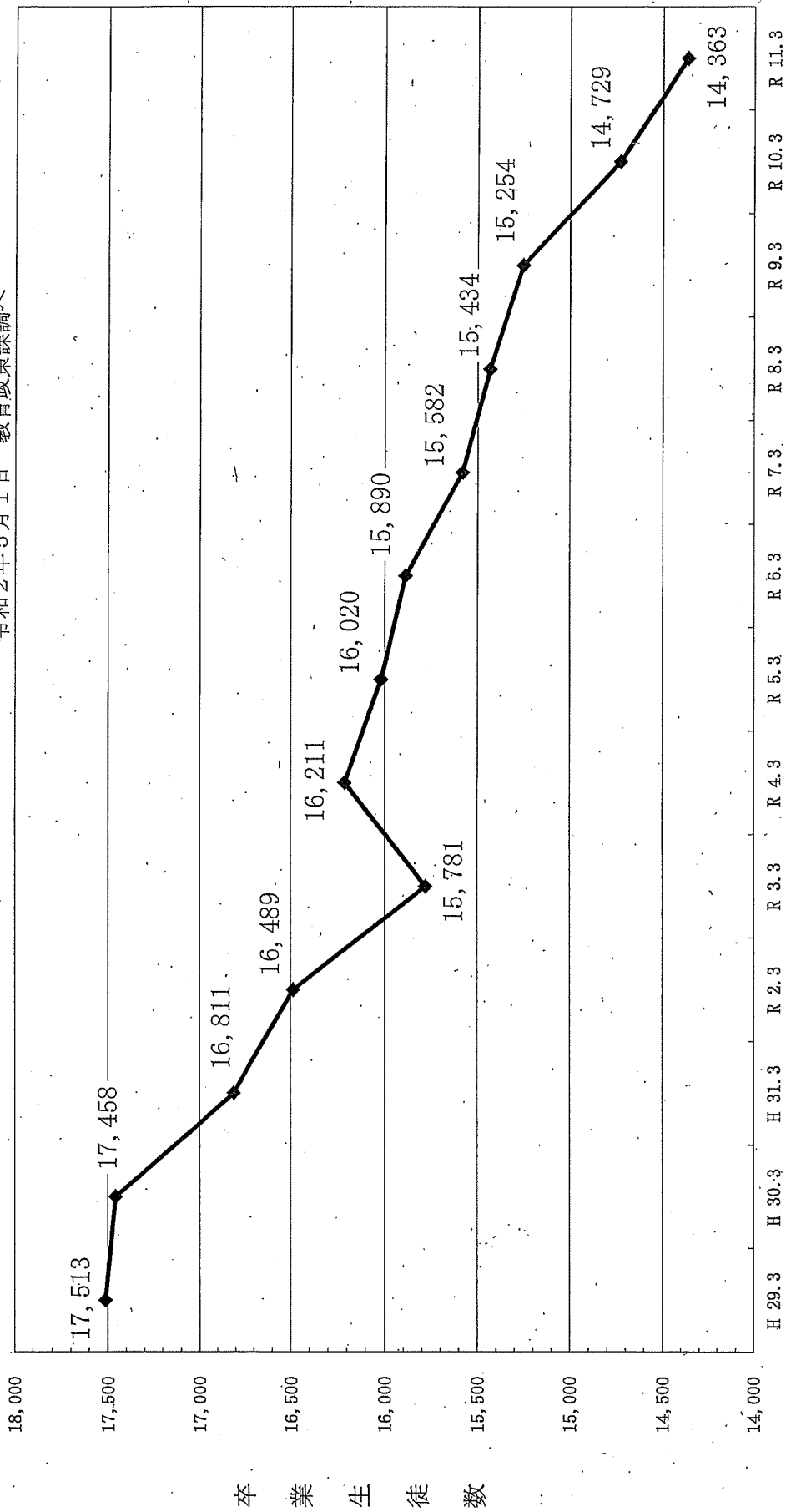
前年度と同数の 500 人を募集することとしました。

(5) 各県立高校の募集定員

各県立高等学校の募集定員は、中学生が自らの進路について考える時期を十分にとることができるよう、毎年度夏休み前の 7 月上旬に公表しています。今年度も教育委員会定例会において、各県立高等学校の募集定員について審議・決定し、例年と同様の時期に公表する予定です。

三重県中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

令和2年5月1日 教育政策課調べ



中学生の卒業年月

三重県 中学校卒業生数の推移と予測(含社会増減)

令和2年5月1日 教育政策課課へ

	H.29.3 卒業	H.30.3 卒業	H.31.3 卒業	R.2.3 卒業	R.3.3 現中3	R.4.3 現中2	R.5.3 現中1	R.6.3 現小6	R.7.3 現小5	R.8.3 現小4	R.9.3 現小3	R.10.3 現小2	R.11.3 現小1
桑名	卒業生数	2,127	2,021	2,048	1,986	1,971	1,983	1,944	1,980	1,906	1,941	1,855	1,834
	前年度対比		-106	27	-62	26	12	-39	36	-74	35	-86	-21
	R2.3対比				-41	-15	-3	-42	-6	-80	-45	-131	-152
四日市	卒業生数	3,837	3,844	3,637	3,578	3,629	3,429	3,473	3,427	3,517	3,356	3,355	3,249
	前年度対比		7	-207	-59	207	-200	44	-46	90	-161	-1	-106
	R2.3対比				-156	51	-149	-105	-151	-61	-222	-223	-329
小計	卒業生数	5,964	5,865	5,685	5,564	5,600	5,412	5,417	5,407	5,423	5,297	5,210	5,083
	前年度対比		-99	-180	-121	233	-188	5	-10	16	-126	-87	-127
	R2.3対比				-197	36	-152	-147	-157	-141	-267	-354	-481
鈴鹿	卒業生数	2,495	2,553	2,458	2,416	2,418	2,234	2,437	2,268	2,216	2,231	2,092	2,123
	前年度対比		58	-95	-42	160	-184	203	-169	-52	15	-139	31
	R2.3対比				-158	2	-182	21	-148	-200	-185	-324	-293
津	卒業生数	2,657	2,684	2,614	2,686	2,516	2,644	2,625	2,502	2,507	2,440	2,395	2,347
	前年度対比		27	-70	72	-69	128	-19	-123	5	-67	-45	-48
	R2.3対比				-101	-170	-42	-61	-184	-179	-246	-291	-339
伊賀	卒業生数	1,530	1,549	1,503	1,449	1,436	1,374	1,385	1,362	1,327	1,349	1,303	1,267
	前年度対比		19	-46	-54	11	-62	11	-23	-35	22	-46	-46
	R2.3対比				-24	-13	-75	-64	-87	-122	-100	-146	-192
小計	卒業生数	6,682	6,786	6,575	6,551	6,370	6,252	6,447	6,132	6,050	6,020	5,790	5,727
	前年度対比		104	-211	-24	102	-118	195	-315	-82	-30	-230	-63
	R2.3対比				-283	-181	-299	-104	-419	-501	-531	-761	-824
大阪	卒業生数	1,986	2,003	1,931	1,924	1,846	1,945	1,816	1,857	1,799	1,761	1,732	1,559
	前年度対比		17	-72	-7	40	99	-129	41	-58	-38	-29	-173
	R2.3対比				-118	-78	21	-108	-67	-125	-163	-192	-365
伊勢	卒業生数	2,263	2,192	2,079	1,966	1,879	1,927	1,737	1,766	1,725	1,745	1,599	1,573
	前年度対比		-71	-113	-113	54	48	-190	29	-41	20	-146	-26
	R2.3対比				-141	-87	-39	-229	-200	-241	-221	-367	-393
尾鷲	卒業生数	279	281	237	228	248	219	213	192	197	200	160	167
	前年度対比		2	-44	-9	7	-29	-6	-21	5	3	-40	7
	R2.3対比				13	20	-9	-15	-36	-31	-28	-68	-61
熊野	卒業生数	339	331	304	256	268	265	260	228	240	231	238	254
	前年度対比		-8	-27	-48	6	-3	5	-32	12	-9	7	16
	R2.3対比				18	12	9	4	-28	-16	-25	-18	-2
小計	卒業生数	4,867	4,807	4,551	4,374	4,241	4,356	4,026	4,043	3,961	3,937	3,729	3,553
	前年度対比		-60	-256	-177	95	115	-330	17	-82	-24	-208	-176
	R2.3対比				-228	-133	-18	-348	-331	-413	-437	-645	-821
県内合計	卒業生数	17,513	17,458	16,811	16,489	16,211	16,020	15,890	15,582	15,434	15,254	14,729	14,363
	前年度対比		-55	-647	-322	430	-191	-130	-308	-148	-180	-525	-366
	R2.3対比				-708	-278	-469	-599	-907	-1,055	-1,235	-1,760	-2,126

4 夜間中学等の学び直しの機会の確保について

1 夜間中学について

夜間中学は、戦後の混乱期の中、生活困窮等により義務教育を受けられなかった者に対し、義務教育機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭に設けられた制度です。現在では、義務教育未修了の学齢超過者のほか、不登校による中学校の形式的卒業生や外国籍の方等の義務教育を受ける機会を実質的に保障するためのさまざまな役割が期待されています（平成29年7月時点で、全国の公立夜間中学に在籍する生徒の約8割が、日本国籍を有しない生徒）。

平成28年12月には「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の均等確保等に関する法律」（教育機会確保法）が成立し、全都道府県、市町村は、「夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする」とされています。

また、教育機会確保法に基づく基本方針（平成29年3月文部科学大臣決定）や、第3期教育振興基本計画（平成30年6月閣議決定）において、国として、全ての都道府県に少なくとも一つ夜間中学を設置することをめざすという方向性が示されています。

現在、公立夜間中学は、10都府県28市区で34校設置されています。

2 令和元年度に実施した夜間中学等のニーズ調査について

(1) 概要

県教育委員会では、昨年12月から本年2月にかけて、県内のニーズ調査を実施しました。ニーズ調査は、日本語教室や識字教室等に通われている方を対象に実施する聞き取り調査^{*1}と、より幅広い方を対象としたウェブ上でのアンケート調査^{*2}の形で行いました。

(※1) 聞き取り調査は、県内の外国人対象の日本語教室・学習支援教室等（計34教室）や、識字教室等（8か所）に通っている方、「みえ不登校支援ネットワーク」の参加団体のフリースクール等（10校）の生徒の方を対象に、教室等の主宰者に依頼して実施。

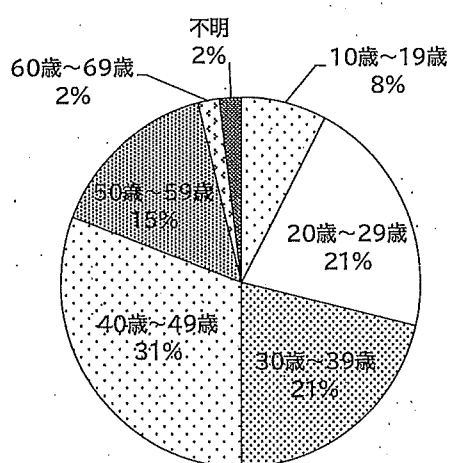
(※2) ウェブアンケート調査については、ウェブ上に、潜在的対象者本人を対象としたものと、それらの方へ支援を行っている福祉関係者等の支援者を対象としたものの2通りを実施。本人用調査票は、ルビ付きの日本語のほか、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、英語、中国語、韓国語、ベトナム語の、計8か国語で提供。

(2) 結果

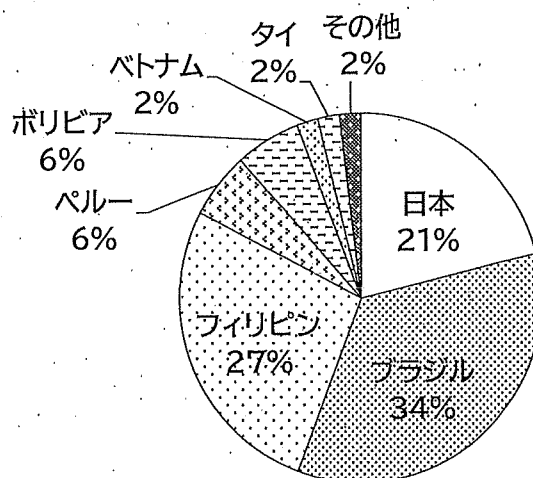
令和元年12月～令和2年2月に実施した「夜間中学等に関するニーズ調査」では、本人用調査では65件の回答中52件が夜間中学に通ってみたいとの回答でした。また、支援者用調査では16件の回答のうち、「夜間中学のことを知らせたいと思う人がいるか」という質問に対し、「思いつく人がいる／場所（団体、職場など）がある」という回答が9件、「身近にいる」という回答が5件でした。

<アンケートの詳細>（「通ってみたい」と回答した人：N=52）

「通ってみたい」と回答した人の年齢



「通ってみたい」と回答した人の国籍



<国籍と年齢・居住地>

■ 日本：11人

- 10～19歳 3人（居住地：鈴鹿市2人、松阪市1人）
- 20～29歳 1人（居住地：桑名市1人）
- 30～39歳 2人（居住地：いなべ市1人、津市1人）
- 40～49歳 4人（居住地：菰野町1人、四日市市1人、伊賀市2人）
- 50～59歳 1人（居住地：津市1人）

■ ブラジル：18人

- 20～29歳 2人（居住地：桑名市1人、鈴鹿市1人）
- 30～39歳 6人（居住地：亀山市1人、鈴鹿市1人、津市2人、松阪市2人）
- 40～49歳 6人（居住地：鈴鹿市1人、四日市市2人、伊賀市2人、津市1人）
- 50～59歳 4人（居住地：津市2人、伊賀市2人）

■ フィリピン : 14人

10～19歳 1人 (居住地 : 松阪市1人)
20～29歳 5人 (居住地 : 松阪市5人)
30～39歳 1人 (居住地 : 松阪市1人)
40～49歳 5人 (居住地 : 松阪市5人)
50～59歳 1人 (居住地 : 松阪市1人)
不明 1人 (居住地 : 松阪市1人)

■ ペルー : 3人

10～19歳 1人 (居住地 : 鈴鹿市1人)
40～49歳 1人 (居住地 : 菰野町1人)
50～59歳 1人 (居住地 : 鈴鹿市1人)

■ ボリビア : 3人

30～39歳 1人 (居住地 : 四日市市1人)
20～29歳 2人 (居住地 : 四日市市1人、津市1人)

■ ベトナム : 1人

20～29歳 1人 (居住地 : 桑名市1人)

■ タイ : 1人

50～59歳 1人 (居住地 : 伊賀市1人)

■ その他 : 1人 (※上記以外の国籍)

60～69歳 1人 (居住地 : 志摩市1人)

<夜間中学に通ってみたい理由>

	夜間中学に通ってみたい理由									
	上段：人数 下段：%	合計	中学校段階の学力を身につけたい	中学校を卒業したい	高校に入学したい	職業資格を得るために必要	読み書きができるようになりたい	日本語を身につけたい	日本の文化や社会について学びたい	その他
年齢	全体	51 100.0	12 23.5	10 19.6	11 21.6	20 39.2	27 52.9	28 54.9	24 47.1	1 2.0
	19歳以下	4 100.0	3 75.0	2 50.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	1 25.0	-0 -0
	20歳～29歳	11 100.0	1 9.1	3 27.3	3 27.3	4 36.4	6 54.5	9 81.8	6 54.5	-0 -0
	30歳～39歳	11 100.0	1 9.1	4 36.4	3 27.3	5 45.5	7 63.6	5 45.5	5 45.5	-0 -0
	40歳～49歳	16 100.0	5 31.3	1 6.3	3 18.8	6 37.5	7 43.8	7 43.8	7 43.8	-0 -0
	50歳～59歳	8 100.0	2 25.0	-0 -0	1 12.5	4 50.0	6 75.0	6 75.0	5 62.5	-0 -0
	60歳～69歳	1 100.0	-0 -0	-0 -0	-0 -0	-0 -0	-0 -0	-0 -0	-0 -0	1 100.0
国籍	全体	52 100.0	13 25.0	11 21.2	11 21.2	21 40.4	28 53.8	29 55.8	25 48.1	1 1.9
	日本	11 100.0	9 81.8	2 18.2	2 18.2	1 9.1	5 45.5	1 9.1	2 18.2	-0 -0
	ブラジル	18 100.0	3 16.7	4 22.2	5 27.8	12 66.7	11 61.1	12 66.7	12 66.7	-0 -0
	フィリピン	14 100.0	1 7.1	3 21.4	3 21.4	6 42.9	6 42.9	9 64.3	5 35.7	-0 -0
	ベトナム	1 100.0	-0 -0	-0 -0	-0 -0	-0 -0	-0 -0	1 100.0	1 100.0	-0 -0
	ペルー	3 100.0	-0 -0	1 33.3	1 33.3	2 66.7	3 100.0	2 66.7	3 100.0	-0 -0
	タイ	1 100.0	-0 -0	-0 -0	-0 -0	-0 -0	1 100.0	1 100.0	-0 -0	-0 -0
	ボリビア	3 100.0	-0 -0	1 33.3	-0 -0	-0 -0	2 66.7	3 100.0	2 66.7	-0 -0
	その他	1 100.0	-0 -0	-0 -0	-0 -0	-0 -0	-0 -0	-0 -0	-0 -0	1 100.0

3 今後の予定

義務教育段階の学び直しの形態としては、公立夜間中学（学習指導要領に基づき教育課程を編成、教員免許を有する教員を配置、毎日3年間通学）、必要な内容を必要な時間に、柔軟に学習する学び直し教室（夜間教室等）等があります。また、既存の日本語教室や識字教室等もあります。

県教育委員会では、ニーズ調査の結果等を踏まえ、夜間中学等の義務教育機会の確保のための方策について検討するため、7月中を目途に市町、学識経験者、民間団体の方など幅広い分野の方を委員とする検討委員会を設置する予定です。検討委員会では、公立夜間中学の他、より柔軟な学び直しの場の可能性を含め、ニーズに対応するための方策を広く議論いただき、今年度中に3～4回開催のうえ、一定の方向性をとりまとめたいと考えています。

5 特別支援学校の児童生徒数の増加等への対応について

1 県立特別支援学校の設置について

本県では、特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立と社会参画を見据えて、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場において特別支援教育を推進しています。

その一つとして、本県では、特別支援学校 18 校（分校 4 校を含む）を設置しています。特別支援学校は、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱の障がいを対象とし、県内全体のバランスを考慮して広域単位で学校を配置し、通学区域を定めています。

県立特別支援学校の通学区域

障がい種別	学校名	通学区域
知的障がい	くわな特別支援学校	桑名市、木曾岬町、いなべ市、東員町
	特別支援学校西日野にじ学園	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
	杉の子特別支援学校石薬師分校	鈴鹿市、亀山市（高等部のみ）
	稲葉特別支援学校	津市
	松阪あゆみ特別支援学校	松阪市、多気町、明和町、大台町
	特別支援学校玉城わかば学園	大紀町、度会町、玉城町、南伊勢町 伊勢市、鳥羽市、志摩市
肢体不自由	特別支援学校北勢きらら学園	桑名市、木曾岬町、いなべ市、東員町 四日市市、菰野町、朝日町、川越町
	城山特別支援学校	鈴鹿市、亀山市、津市
	度会特別支援学校	松阪市、多気町、明和町、大台町 大紀町、度会町、玉城町、南伊勢町 伊勢市、鳥羽市、志摩市
	かがやき特別支援学校草の実校	（県立子ども心身発達医療センター 整形外科 ・小児整形外科入院）
知的障がい 肢体不自由 併置	杉の子特別支援学校	知：鈴鹿市、亀山市 肢：（独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院入院）
	特別支援学校伊賀つばさ学園	伊賀市、名張市
	特別支援学校東紀州くろしお学園	熊野市、御浜町、紀宝町
	特別支援学校東紀州くろしお学園 おわせ分校	尾鷲市、紀北町
視覚障がい	盲学校	県内
聴覚障がい	聾学校	県内
病弱	かがやき特別支援学校緑ヶ丘校	（独立行政法人国立病院機構三重病院又は国立 大学法人三重大学医学部附属病院入院）
	かがやき特別支援学校あすなる校	（県立子ども心身発達医療センター 児童精神 科入院）

2 特別支援学校の現状および今後の対応について

本県の特別支援学校では、全国的な傾向と同様に、知的障がいのある児童生徒が増加しています。特に、小学部・中学部の児童生徒が増加傾向にあることから、一部の特別支援学校においては、施設の狭隘化が進んでおり、学校施設全体で工夫して学ぶ環境を整えています。

通学については、安全確保と保護者の負担軽減として、特別支援学校 14 校で 49 台のスクールバスを運行していますが、児童生徒がそれぞれの障がいに応じた学校に通学していること、学校の通学区域が広範囲であることなどから、通学に長時間を要する場合があります。

また、一部の特別支援学校では、老朽化や防災面での対応が必要な状況です。

(1) 杉の子特別支援学校について

杉の子特別支援学校は、昭和 49 年に、当時の国立療養所鈴鹿病院に入院する肢体不自由のある児童生徒のための学校として設置しました。入院する児童生徒が減少する一方で、県内の知的障がいのある児童生徒が増加してきたことから、平成 20 年度から、鈴鹿・亀山地域の知的障がいのある児童生徒が通学する学校とし、平成 22 年度からは石薬師高等学校に高等部を対象とした杉の子特別支援学校石薬師分校を整備しました。その後、小学部・中学部の児童生徒がさらに増加したことから、施設が狭隘化しています。

鈴鹿・亀山地域の肢体不自由のある児童生徒は、本県が定める特別支援学校の通学区域にもとづいて、津市にある城山特別支援学校へ就学することとなっています。スクールバスによる通学が長時間になり身体的な負担もあることから、保護者からは杉の子特別支援学校への就学希望があります。このため、障がいの状態や体調管理の面などから、城山特別支援学校への通学が困難な児童生徒については、市教育委員会を通じて状況を把握し、県の障害児就学指導委員会での審議を経て、可能な範囲で杉の子特別支援学校において受入れています。

今後も、肢体不自由のある児童生徒の就学に関しては、市教育委員会を通じて、保護者や関係者の意見を十分に聞き取り、引き続き、個別に対応するとともに、鈴鹿・亀山地域の肢体不自由のある児童生徒の学びの場について検討します。

杉の子特別支援学校 児童生徒数

(単位：人)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
杉の子	37	58	90	68	70	76	87	84	81	84	91	84	88	101
石薬師分校	-	-	-	46	68	82	93	81	84	92	101	102	90	87
合計	37	58	90	114	138	158	180	165	165	176	192	186	178	188

(2) 盲学校および聾学校について

盲学校の校舎は昭和40年、寄宿舎は昭和43年に建築されています。聾学校の校舎は昭和46年、寄宿舎は昭和53年に建築されています。両校舎とも、県内の特別支援学校の中では、最も古い状況にあります。

聾学校は、校舎・寄宿舎が津波浸水想定区域に位置していることから、日中および夜間の発災を想定し、高台への避難や地元の自治体との合同の訓練など、防災対策の取組を行っています。

このため、盲学校および聾学校の校舎・寄宿舎の老朽化対応、防災対策が必要であることから検討していきます。

(3) 松阪あゆみ特別支援学校について

松阪あゆみ特別支援学校は、平成30年4月に開校し、松阪・多気地域の知的障がいのある児童生徒が学んでいます。開校後、小学部・中学部において、地域からの入学者が増加しており、今後も入学者の増加が見込まれます。

また、松阪・多気地域の肢体不自由のある児童生徒は、本県が定める特別支援学校の通学区域にもとづいて、度会特別支援学校へ就学することとなっていますが、地域からは松阪あゆみ特別支援学校への就学についての要望があります。

こうしたことから、松阪あゆみ特別支援学校の知的障がいのある児童生徒の増加への対応方策および松阪・多気地域の肢体不自由のある児童生徒の受入れについて、市町から地域や子どもの具体的な状況を聞き取りながら、検討する必要があります。

松阪あゆみ特別支援学校 児童生徒数 (単位：人)

年度	H30	R1	R2
小学部	23	35	39
中学部	30	39	46
高等部	84	83	95
合計	137	157	180

(4) 稲葉特別支援学校について

稲葉特別支援学校では、児童生徒が年々増加している状況であることから、令和元年度末に閉舎した寄宿舎を教室として活用できるよう、改修するための準備を進めます。

稲葉特別支援学校 児童生徒数 (単位：人)

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
稲葉	146	143	151	167	172	179	190	204

6 不登校児童生徒への支援について

1 現状

(1) 不登校児童生徒の状況

平成30年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、県内の公立学校の不登校児童生徒数は小学校672人、中学校1,599人、高等学校670人(全日制430人、定時制240人)で増加傾向となっており、そのうち、90日以上欠席している不登校児童生徒数は小学校316人、中学校1,010人、高等学校161人(全日制60人、定時制101人)となっています。そのうち、教員(養護教諭以外)を除いてどの相談機関等ともつながっていない不登校児童生徒は小学校72人、中学校293人、高等学校59人(全日制10人、定時制49人)となっており、不登校児童生徒の14.4%となっています。

※ 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者で、同一年度における連続又は断続した30日以上欠席している状態をいう。

【県内公立学校の不登校児童生徒数の推移】

(単位：人)

		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
小学校		456	443	545	566	672
中学校		1,447	1,478	1,486	1,549	1,599
高等学校	全日制	357	371	334	343	430
	定時制	229	213	219	195	240
合計		2,489	2,505	2,584	2,653	2,941

【不登校児童生徒総数に占める学校の内外での相談・指導割合(教員(養護教諭以外)を除く)】

H30年度	小学校		中学校		高等学校 (全日制)		高等学校 (定時制)		合計	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
不登校児童生徒総数	672	100	1,599	100	430	100	240	100	2,941	100
うち、90日以上欠席している児童生徒数	316	47.0	1,010	63.2	60	14.0	101	42.1	1,487	50.6
うち、学校内外の機関等で相談指導を受けていない児童生徒数	72	10.7	293	18.3	10	2.3	49	20.4	424	14.4

(2) 不登校の要因

不登校の要因は個々の児童生徒によって異なっており、複雑化していますが、学校が子どもの様子を見て回答したものによると、小中学校では、家庭に係る状況が主な要因となっています。加えて、中学校では友人関係をめぐる問題や学業の不振についても大きな要因となっています。全日制高等学校では友人関係をめぐる問題が家庭に係る状況を上回っており、次いで学業の不振が大きな要因となっています。定時制高等学校では家庭に係る状況が大きな要因となっています。

【不登校の要因】(平成30年度) ※区分については担当教員が複数回答

(単位：人)

区分	分類別児童数	学校に係る状況									家庭に係る状況
		いじめ	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不適応		
小学校	「学校における人間関係」に課題を抱えている。	72	2	53	18	8	0	0	1	2	15
	「あそび・非行」の傾向がある。	2	0	1	0	1	0	0	0	0	2
	「無気力」の傾向がある。	178	0	9	1	45	0	0	4	6	144
	「不安」の傾向がある。	266	0	78	11	63	4	0	13	24	132
	「その他」	154	0	7	0	10	0	0	2	1	132
	計	672	2	148	30	127	4	0	20	33	425
中学校	「学校における人間関係」に課題を抱えている。	295	3	249	17	37	10	21	7	26	56
	「あそび・非行」の傾向がある。	81	0	24	4	30	6	1	31	4	62
	「無気力」の傾向がある。	539	0	88	8	239	42	20	25	48	287
	「不安」の傾向がある。	528	0	229	22	136	61	28	11	88	169
	「その他」	156	0	18	1	14	4	1	2	11	109
	計	1,599	3	608	52	456	123	71	76	177	683
高等学校 (全日制)	「学校における人間関係」に課題を抱えている。	92	1	76	4	7	3	10	5	3	5
	「あそび・非行」の傾向がある。	29	0	4	0	6	1	3	3	4	11
	「無気力」の傾向がある。	142	0	13	2	37	19	3	16	18	27
	「不安」の傾向がある。	96	0	29	2	27	28	8	3	5	19
	「その他」	71	0	2	0	12	6	1	1	9	10
	計	430	1	124	8	89	57	25	28	39	72
高等学校 (定時制)	「学校における人間関係」に課題を抱えている。	13	0	12	1	0	1	0	1	2	6
	「あそび・非行」の傾向がある。	35	0	8	0	9	3	0	9	1	12
	「無気力」の傾向がある。	100	0	5	4	16	5	0	3	10	28
	「不安」の傾向がある。	54	0	7	1	6	5	0	1	7	12
	「その他」	38	0	1	0	0	0	0	0	1	16
	計	240	0	33	6	31	14	0	14	21	74

2 不登校に関わる国の方針

(1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律 (以下、「確保法」という。)

平成 28 年 12 月に公布された「確保法」では、以下の基本理念が示されています。

- ① 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること
 - ② 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情をふまえ、個々の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること
 - ③ 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること
 - ④ 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保されるようにするとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準の維持向上が図られるようにすること
 - ⑤ 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携の下に行われるようにすること
- ### (2) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針 (以下、「基本指針」という。)

平成 29 年 3 月に文部科学省から示された「基本指針」では、以下の基本的な考え方が示されています。

- ① 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、必ずしも学校復帰を前提としない社会的自立をめざした支援を行うこと
- ② 教育支援センター(市町教育委員会が設置・運営している、不登校児童生徒の個別カウンセリングや集団での指導、教科指導等を組織的・計画的に行う組織。県内には 20 ヶ所。)は通所希望者に対する支援のみならず、通所を希望しない不登校児童生徒に対する訪問支援を実施するなど、不登校児童生徒の支援の中核となるよう機能強化すること
- ③ 教育委員会・学校と民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行うこと

3 今年度の取組

三重県の不登校児童生徒数は増加傾向にあり、そのうち、90 日以上欠席しており、教員(養護教諭以外)を除いて、どの相談機関等ともつながっていない不登校児童生徒が一定数いることから、社会的自立に向けた一人ひとりの状況に応じた支援のあり方を検討します。

(1) 実態把握

① 不登校児童生徒にかかる実態調査

毎年実施している文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に加え、今年度は県独自で、令和元年度に不登校であった児童生徒の過去5年間の欠席日数や不登校になり始めた学年、教員（養護教諭以外）を除いてどの相談機関等ともつながっていない児童生徒の学習状況や、家庭訪問等による教員の支援の実態について調査しています。

② 訪問型支援の実施

①の調査過程で得られた情報もふまえ、小・中・高等学校合わせて30名程度を対象に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、県が委嘱する不登校支援アドバイザー3名（不登校児童生徒に対する支援についての知識や経験を有するスクールカウンセラー経験者、教職経験者、大学教授）が学校の教員とも連携しながら、訪問型の支援を実施します。

学校や保護者からは、不登校になったきっかけやこれまでの経緯などを聴き取り、また、保護者に対しては教育相談や不登校支援に関するさまざまな情報提供などを行います。児童生徒には状況に応じて、カウンセリングやソーシャルスキルトレーニング、学校と連携した学習支援などを行います。これらの支援を進める中で、不登校に関する状況等を、より具体的に把握し、一人ひとりに応じた支援に取り組みます。

(2) 教育支援センターの機能強化

教育支援センターでは、通所を希望する不登校児童生徒に対して、指導員が個別支援やグループ活動での支援、在籍する学校と情報共有等を行い、学校復帰や社会的自立につなげています。今後、教育支援センターが地域における不登校児童生徒の支援の中核として、より機能が発揮されるように、市町教育委員会と連携して検討を進めます。

(3) フリースクール等で学ぶ子どもたちへの多様な学びの支援

「基本指針」において、教育委員会や学校とフリースクール等が連携し、不登校児童生徒に対して支援することが新たに示されたことをふまえ、フリースクール等に対して必要に応じて、臨床心理士や精神保健福祉士等の専門家を派遣することや自己肯定感を高める体験活動等を支援し、不登校児童生徒の社会的自立につなげます。現在の取組を継続するとともに今後の連携方策を検討していきます。

7 三重県文化財保存活用大綱の最終案について

1 大綱策定の背景と経過

(1) 背景

我が国では、過疎化・少子高齢化など社会情勢の変化により、文化財を取り巻く環境が悪化し、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっています。また、未指定を含めた文化財を、まちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組むことが必要となっています。

平成31年4月1日に施行された改正文化財保護法では、都道府県の教育委員会が文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を示し（法第183条の2第1項）、市町村の教育委員会が域内における文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成する（法第183条の3第1項）ことで、地域における文化財の計画的な保存・活用が推進できるよう、制度が整えられました。

県教育委員会では、国が示した指針に基づき、県内で見られる課題を整理するとともに、本県における文化財の保存・活用・継承のための基本的な方向性を明確化することで市町による文化財保存活用計画策定への取り組みが進むよう、「三重県文化財保存活用大綱」を策定することとしました。

(2) 経過

大綱策定の経過は、次のとおりです。

日 時	内容・名称	内容
令和元. 5. 27	第1回三重県文化財保存活用大綱策定部会	方針の検討
令和元. 6. 3	三重県議会（教育警察常任委員会）報告	方針の説明
令和元. 6. 20	教育委員会定例会 報告	方針の説明
令和元. 10. 28	第2回三重県文化財保存活用大綱策定部会	中間案の検討
令和 2. 2. 4	第3回三重県文化財保存活用大綱策定部会	中間案の検討
令和 2. 3. 9	教育委員会定例会 報告	中間案の報告
令和 2. 3. 12	三重県議会（教育警察常任委員会）報告	中間案の報告
令和 2. 3. 18	パブリックコメント 開始	令和 2. 4. 17 まで
令和 2. 5. 18	第4回三重県文化財保存活用大綱策定部会	最終案の検討
令和 2. 6. 4	教育委員会定例会 報告	最終案の報告

2 最終案について

三重県文化財保存活用大綱の中間案に係る県議会等からいただいたご意見、およびパブリックコメント等をふまえ、**別冊**のとおり最終案をとりまとめました。最終案の概要は以下のとおりです。

(1) 県議会からのご意見への対応について

令和2年3月12日の教育警察常任委員会でもいただいた中間案に対する意見への対応は、次のとおりです。

番号	最終案項目・ページ	意見	対応
1	第2章 三重県における文化財保存・活用・継承の基本方針 第1節 文化財	6 人づくりや地域づくりへ活用されることが「課題」という見出しの中で整理されているが、「課題」ではなく「めざす姿」ではないのか。	ご指摘をふまえ、第2節の表題を「三重県がめざす文化財保護のすがた」に変更しました。

(2) 県民等からのご意見への対応について

令和2年3月18日から同年4月17日にかけて実施したパブリックコメント等による主な変更点は、次のとおりです。

番号	最終案項目・ページ	変更内容	備考
2	第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置 第1節 保存 (4) 文化財の把握調査	28 ・天然記念物に保護管理指針に関する内容を追記	文化財保護審議会委員意見
3	第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置 第1節 保存 (6) 文化財の状況把握と所在確認	33 ・文化財の所在確認に関することと文化財保護指導委員に関する内容を追記	パブリックコメント意見
4	第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置 第3節 継承 (4) 県として重点的に保存、活用の措置を講じる文化財	38 ・県として重点的に保存、活用を講じる文化財の位置づけを追記	内部精査

5	第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置 第4節 専門的人材の確保と育成 (1) 県の取組	39 ～ 40	・県文化財保護指導委員のスキルアップ等に関する 県の取組を追記	パブリックコメント意見
---	--	---------------	------------------------------------	-------------

(3) パブリックコメントについて

本大綱の中間案について実施したパブリックコメントの概要は次のとおりです。

■パブリックコメント意見募集期間

令和2年3月18日(水)～令和2年4月17日(金)

■意見内容

①意見数

3人から11件の意見をいただきました。

②項目別意見件数

項目	件数
はじめに	1
第1章 大綱策定の目的と位置づけ	1
第2章 三重県における文化財保存・活用・継承の基本方針	2
第3章 文化財の定義と対象	0
第4章 三重県の風土的特徴	1
第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置	2
第6章 防災及び災害発生時の対応	0
全般	4
合計	11

■意見への対応状況

対応区分	件数
① 意見や提案内容を反映させていただくもの	4
② 意見や提案内容が既に反映されているもの	3
③ 今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの	3
④ 反映または参考にさせていただくことが難しいもの	1
⑤ その他(①～④に該当しないもの)	0
合計	11

3 今後の対応について

県議会等からいただいた貴重なご意見をふまえ、本大綱を完成させるとともに、完成後は市町、文化財所有者等に本大綱を周知し、本県の文化財が大切に守り伝えられるよう、市町や文化財所有者等に対し、適切な財政的、技術的支援を進めます。

三重県文化財保存活用大綱 概要

1 三重県文化財保存活用大綱の構成

- 第1章 大綱策定の目的と位置づけ
- 第2章 三重県における文化財保存・活用・継承の基本方針
- 第3章 文化財の定義と対象
- 第4章 三重県の風土的特徴
- 第5章 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置
- 第6章 防災及び災害発生時の対応
- 第7章 文化財の保存・活用・継承の推進体制

2 大綱策定の目的と位置づけ（第1章）

*平成31年4月1日に改正文化財保護法が施行されました。

- 過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸などの防止が喫緊の課題
- 文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりでその継承に取り組むことが必要

↓

地域における文化財の計画的な保存・活用の推進を図る

↓

都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる
(文化財保護法第183条の2第1項)

3 三重県における文化財保存・活用・継承の基本方針（第2章）

目標

- 全ての人々が、本県の文化や地域の歴史等を学び親しみ、心豊かな生活を送る
- 文化財の価値が永久に守り伝えられ、将来の県民もその価値を享受する

そのためには…

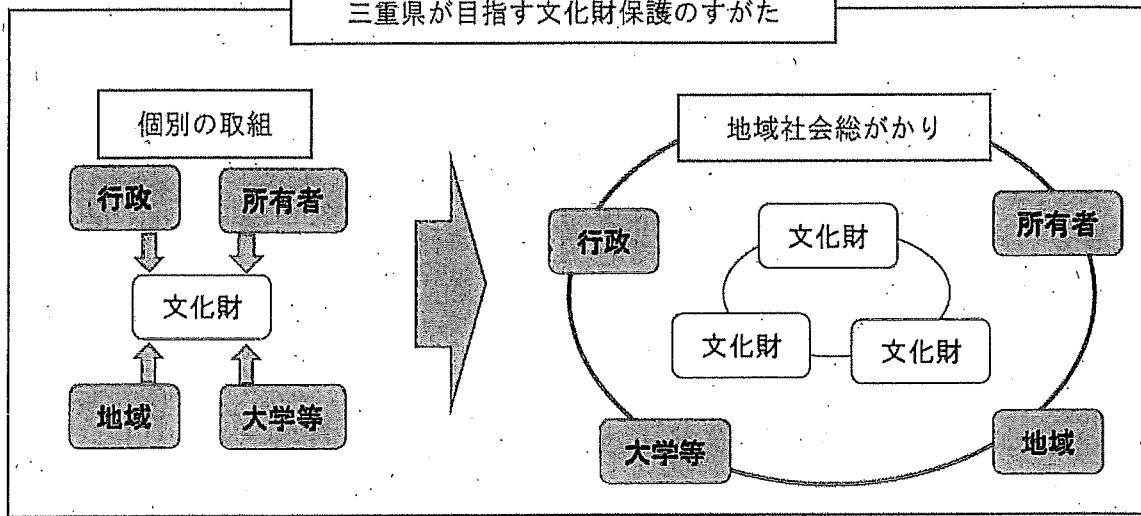
課題

特色ある歴史的風土に生まれ、地域の中で守り伝えられてきた多くの有形・無形の文化財が、適切に守られ、地域への愛着や誇りを育むための人づくりや地域づくりに活用され、継承されていることが必要

三重県が重視する文化財保護の4つの柱

- ① 適切な保存
- ② 有効な活用
- ③ 確実な継承
- ④ 文化財の災害対応

三重県が目指す文化財保護のすがた



4 文化財の保存・活用・継承を図るために講じる措置（第5章）

第1節 保存

- 文化財の把握調査
- 指定等による保護
- 文化財の記録作成
- 埋蔵文化財の保護と調査
- 無指定文化財の保護

第2節 活用

- 情報発信
- 文化財の公開
- まちづくり
- 観光誘客

第3節 継承

- 市町による文化財保存活用地域計画の策定支援
- 個別文化財の保存活用計画の策定支援
- 所有者や市町等が行う文化財修理・整備等への取組への支援
- 県として重点的に保存・活用の措置を講じる文化財

第4節 専門的人材の育成

5 防災及び災害時の対応（第6章）

第1節 対応方針

- 方針の位置づけ
- 災害規模による対応

第2節 事前の備え

- 想定される被害と防災対策
- 「三重県地域防災計画」での位置づけ
- 文化財リストの作成

第3節 災害発生直後の対応

- 被災文化財への対応
- 文化財レスキュー
- 国及び関係機関との連携

第4節 災害後の対応

- 情報の共有
- 修理への支援

別添1 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

趣旨

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。このため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図る。

概要

1. 文化財保護法の一部改正

(1) 地域における文化財の総合的な保存・活用

① 都道府県は、文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定できる

【第183条の2第1項】

② 市町村は、都道府県の大綱を勘案し、文化財の保存・活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）を作成し、国の認定を申請できる。計画作成等に当たっては、住民の意見の反映に努めるとともに、協議会を組織できる（協議会は市町村、都道府県、文化財の所有者、文化財保存活用支援団体のほか、学識経験者、商工会、観光関係団体などの必要な者で構成）

【第183条の3第1項、同条第3項、第183条の9】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第183条の5、第184条の2】

・国の登録文化財とすべき物件を提案できることとし、未指定文化財の確実な継承を推進
・現状変更の許可など文化庁長官の権限に属する事務の一部について、都道府県・市のみならず認定町村でも行うことを可能とし、認定計画の円滑な実施を促進

③ 市町村は、地域において、文化財所有者の相談に応じたり調査研究を行ったりする民間団体等を文化財保存活用支援団体として指定できる

【第192条の2、第192条の3】

(2) 個々の文化財の確実な継承に向けた保存活用制度の見直し

① 国指定等文化財の所有者又は管理団体（主に地方公共団体）は、保存活用計画を作成し、国の認定を申請できる

【第53条の2第1項等】

【計画の認定を受けることによる効果】

【第53条の4等（税制優遇は税法で措置）】

・国指定等文化財の現状変更等にはその都道府県の許可等が必要であるが、認定保存活用計画に記載された行為は、許可を届出とするなど手続きを弾力化
・美術工芸品に係る相続税の納税猶予（計画の認定を受け美術館等に寄託・公開した場合の特例）

② 所有者に代わり文化財を保存・活用する管理責任者について、選任できる要件を拡大し、高齢化等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合への対応を図る

【第31条第2項等】

(3) 地方における文化財保護行政に係る制度の見直し

① 下記2.により地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置とする

【第190条第2項】

② 文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導委員について、都道府県だけでなく市町村にも置くことができることとする

【第191条第1項】

(4) 罰則の見直し

① 重要文化財等の損壊や毀棄等に係る罰金刑の引き上げ等

【第195条第1項等】

2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正

地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管とされているが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにする

【地教行法第23条第1項】

施行期日

平成31年4月1日

8 三重県総合教育会議の開催状況について

1 令和2年度第1回総合教育会議

(1) 開催年月日 令和2年5月26日

(2) 出席者 知事、県教育委員会（教育長、教育委員4名）

(3) 協議事項 ① 令和2年度における総合教育会議の運営について

② 新型コロナウイルス感染症への対応とそれをふまえた今後の教育活動の推進について

(4) 主な意見（○：教育委員会、●：知事）

① 令和2年度における総合教育会議の運営について

○ 第4回で協議する予定の「学力向上・体力向上」の議論の深め方について、今年是全国学力・学習状況調査や全国体力テストが中止になったことから、例えば、非認知能力をどう育んでいくのか、豊かなスポーツライフを実現するにはどうすればよいのかといった点に焦点を当てて、議論してはどうか。

○ 新型コロナウイルスによる事態は流動的であり、日々、学校教育への影響は出てくる。今後協議する予定のいずれかのテーマに関してでもよいが、再度、新型コロナウイルス感染症に関して議論してはどうか。

○ 新型コロナウイルス感染症の影響による不登校、いじめ、児童虐待、DVの状況を注視する必要がある。

● 新型コロナウイルスの影響に関する議論は、毎回少しずつ行うより、まとめて議論するほうがよい。不登校、いじめ、安全安心の議論を経た第4回の会議で議論する方向で検討したい。

● 4月の速報値では、対前年比で、児童虐待は相談が減り、DVは少し増えている。児童虐待の相談件数が減っているのは、虐待そのものが減少したのではなく、休業の影響で学校からの通報が減少したからではないかと考えている。今後、DVや虐待等について報告したい。

② 新型コロナウイルス感染症への対応とそれをふまえた今後の教育活動の推進について

○ 今後、オンラインで県外や海外の大学等の授業が聞けるなど高校と大学の連携した教育が進むことで、世界中の英知がより身近になっていくと思う。その一方で、オンラインによる在宅学習の子どもへの影響について考えていく必要がある。

○ オンライン教育を通じて不登校の子どもたちも出席できるようになるケースが増えるのではないか。

○ 修学旅行先を県内各地にすれば、安全性を確保しながら、三重の農業等の体験や文化遺産に触れることができる機会となる。

- 感染防止のための少人数での授業を実施している中、数学や英語については習熟度に応じた授業とするほうが子どもの意欲などを高める点で良いのではないか。
- 災害時等に休校となった場合や学校が避難所になるなど長期間にわたって学校での授業ができなくなった場合に備え、今回のオンライン教育に係るインフラやコンテンツの整備等を生かして、子どもたちの学習を継続できる環境整備の取組を市町と連携し、具体的に検討すべき。
- 感染症対策やオンライン教育を進めていく中で、子どもたちの非認知能力等を育てていくにあたり、コミュニティの力をどのように活用するのかという視点で、コミュニティスクールのあり方についても議論が必要だ。
- 部活動の意義について考え直す良い機会である。
- このまま部活動を終えていく中学校3年生や高校3年生などの想いをどのようにすればよいのかを考えていく必要がある。
- 経済や家計も厳しくなる中で、家庭内で生じる問題も深刻になってくる。子どもたちの居場所である家庭を守るため、保護者へのケアが必要である。
- 学校休業期間中、保護者には、スクールカウンセラー等が様々な相談に対応していることを連絡しており、実際に多くの相談が寄せられている。
- オンライン教育では、パソコンやタブレットを見続けることに慣れていない子どもも多い。姿勢や視力への影響等の健康面、生活リズムの維持に注意を払うことが大切である。
- 新型コロナウイルス感染症に対応する中で、オンライン教育が進んだなどといった側面もあったが、一方で、課題や反省すべき点もあった。子どもたちのために良い方向となるよう、引き続きしっかり議論してほしい。

9 審議会等の審議状況について（令和2年2月17日～令和2年6月3日）

1 三重県地方産業教育審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県地方産業教育審議会
2 開催年月日	令和2年2月19日
3 委員	会長 中川 雅弘 副会長 村田 典子 委員 池村 均 他7名（出席者計8名）
4 諮問事項	「職業教育の充実・発展のための推進計画」の進捗状況と、職業学科に必要な情報教育について
5 調査審議結果	<p>○「職業教育の充実・発展のための推進計画」の進捗状況について審議を行いました。</p> <p>＜主な意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業学科の生徒は、資格取得や全国の競技会で素晴らしい成果をあげているので、もっと広報をした方がよい。 ・各職業学科でグローバル化への対応として、語学力の向上を掲げているが、実際に活用できる会話力の向上が必要である。 ・インターンシップに関しては、高校生に来てほしい企業は多いので、学校と企業をつなぐ仕組みづくりが必要である。 <p>○職業学科に必要な情報教育について審議を行いました。</p> <p>＜主な意見＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからの時代において、情報活用能力は、さまざまな職種で必要となる資質・能力の一つである。 ・産業現場で求められる情報活用能力の具体を把握することが必要である。
6 備考	次回開催予定：令和3年2月頃

2 三重県教科用図書選定審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県教科用図書選定審議会
2 開催年月日	令和2年4月 新型コロナウイルス感染症対策のため、書面協議としました。
3 委員	会長 鶴原 清志 副会長 小林 まり子 委員 近藤 恵理子 他17名 ※全委員から審議内容について賛否の意見を書面によりいただきました。
4 諮問事項	令和3年度から中学校で使用する教科用図書の採択について
5 調査審議結果	令和3年度から中学校で使用する教科用図書の採択について、市町教育委員会等に対して指導、助言または援助するための資料として、以下について書面での審議を行い、決定されました。 ・教科用図書採択地区協議会規約例 ・中学校で使用する教科用図書の採択基準 ・三重県教科用図書選定審議会調査員の調査実施項目 ・三重県教科用図書選定審議会調査員の選任
6 備考	第2回三重県教科用図書選定審議会は、令和2年6月25日に開催予定です。

3 三重県いじめ対策審議会

1 審議会等の名称	第1回三重県いじめ対策審議会
2 開催年月日	令和2年3月6日
3 委員	会 長 尾高 健太郎 副会長 齋藤 洋一 委 員 世古口 文子 他2名（出席者計3名）
4 諮問事項	県立高等学校におけるいじめ重大事態の調査について
5 調査審議結果	<p>○県立高等学校におけるいじめの重大事態の調査について、これまでの調査結果を以下のとおり審議し、調査報告書を取りまとめました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒に対するアンケートや、関係者への聞き取り調査の結果に基づく事実の認定。 ・いじめとして認定した事実と自死との因果関係の検討。 ・再発防止に向けた提言の検討。
6 備考	次回開催予定：未定